

公募説明会での主な質疑応答

2024/3/18

No.	質問内容	回答
1	業務委託の範囲はどのようなものか。	業務委託契約は、NEDOの基本計画等に沿った技術開発を前提に、機械装置等の製作や、知財・資産等の取得が可能であることを特徴として実施するもの。NEDOが示した基本計画、実施方針、標準契約書の記載が業務委託の範囲となる。
2	物的インセンティブとは。従前のNEDO事業では無かった制度と認識。	NEDOの委託事業で取得した資産は、原則、事業終了時点の簿価にて委託先へ有償譲渡を行うが、物的インセンティブは、顕著な成果を出した案件に対して、NEDOが当該資産を貸与する形で事業終了後の継続的利用を可能とする新たな制度。 交付金インセンティブ制度は、（運営費交付金を原資とし、）2024年度以降に開始する新規事業から試行的に適用されている。 なお、有償譲渡額は、基本的には法定耐用年数から算定される簿価となる。
3	研究開発項目2について、5年間のうち後半2年間は提案の対象外という理解でよいか。	御理解のとおり、今回はNEDOから提示した仕様書に沿って最長3年間の提案をいただきたい。
4	研究開発項目2について、後半2年間の詳細FSの実施の判断時期の想定はあるか。	NEDOとしては、政策動向や外部環境、調査委託（FS）の検討結果に基づき、2026年度の早い段階で判断したいと考えている。
5	研究開発項目2について、詳細FSは改めて公募を行う想定か。今回の採択事業者が変更契約をして実施する想定か。	詳細FSは新たに公募を実施する想定。調査委託（FS）の結果を踏まえて、技術開発を一部含む形での検討を想定。